

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月5日（平成28年（行情）諮問第545号）

答申日：平成28年11月25日（平成28年度（行情）答申第547号）

事件名：「飛行と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『飛行と安全』2016年1～3月号。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の3文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 飛行と安全 平成28年1月号（No. 712）（表紙、目次及び4枚目ないし7枚目）

文書2 飛行と安全 平成28年2月号（No. 713）（表紙、目次及び4枚目ないし8枚目）

文書3 飛行と安全 平成28年3月号（No. 714）（表紙、目次及び4枚目ないし8枚目）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成28年5月26日付け防官文第10396号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び電磁的記録の特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「飛行と安全 平成28年1月号（No. 712）」ないし「飛行と安全 平成28年3月号（No. 714）」を特定し、平成28年5月26日付け防官文第10396号により、本件対象文書について、法5条1号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書の電磁的記録について

「飛行と安全」は、航空自衛隊航空安全管理隊（以下「航空安全管理隊」という。）が作成しており、航空安全管理隊では原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び航空安全管理隊が作成した表紙の題字の電磁的記録をパソコンで一旦保存した後、印刷・製本業務を委託している印刷業者に対し、パソコン内のデータを記録した可搬型記憶媒体（MO）を貸与し、これを基に編集、印刷、製本された冊子を当該業者に納品させており、電磁的記録では受領していない。

また、寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び業者に貸与した可搬型記憶媒体（MO）に保存した電磁的記録は、製本された冊子が納品された時点で不用となることから、印刷業者から返却後速やかに廃棄している。

以上のとおり、航空安全管理隊では本件対象文書を冊子（紙）で管理しており、電磁的記録は保有しておらず、また、原処分に当たっては、確実に期すために航空安全管理隊の書庫、倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行い、電磁的記録を保有していないことを確認した。

さらに、本件審査請求を受け、再度、航空安全管理隊の書庫、倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認されなかった。

3 法5条該当性について

本件対象文書において不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表のとおりである。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、別表のとおりその一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』」であるとして、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、上記2のとおり本件対象文書については紙媒体しか保有しておらず、電磁的記録は

保有していない。

- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年9月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書の收受 |
| ③ 同月27日 | 審議 |
| ④ 同年11月22日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、隊員の安全意識の高揚と安全知識の向上を図り、事故の未然防止に資することを目的として、航空安全管理隊が編集し、航空幕僚監部が発行した部内向けの文書であるとのことであった。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、航空安全管理隊では、原稿として寄稿者から寄せられた電磁的記録及び表紙の題字の電磁的記録をパソコンで一旦保存した後、パソコン内のデータを可搬型記憶媒体(MO)に記録して本件対象文書の印刷・製本業務を委託している印刷業者に貸与し、印刷業者には製本された冊子(紙)を納品させており、本件対象文書の電磁的記録は受領していないとのことであった。

- (2) 本件対象文書の作成方法を踏まえると、本件対象文書の電磁的記録を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

別表の番号1欄に掲げる不開示部分は、自衛隊員等の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

不開示とした部分		不開示とした理由
文書 1	5 枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
文書 2	7 枚目の写真の顔部分	